

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年9月2日 第18号
件 名	文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱の見直しを求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区には、「宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱」がありますが、同指導要綱の適用範囲であるか否かを問わず、区内の一部の開発案件において、建築主の計画が「文京区都市マスタープラン」の方針や方向性と必ずしも一致しない（あるいは整合性の取れない）ケースが出てきており、建築主と地元区民の間で紛争となっています。

また、建築主が区内周辺の道路事情や規制等を十分に把握しないまま建築物の設計をすることにより、後になってから工事車両の種類や通行ルート、車両制限令の遵守等を巡って建築主と地元区民の間でトラブルに発展するケースも出ています。そこで、同指導要綱を見直すよう区に働きかけて頂きたい、貴議会に下記のとおり請願致します。

請願事項

- 1 上記指導要綱第3条の「各事業者の責務」の中に、「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を加えてください。
- 2 文京区のホームページ上の記載において、単に「工事車両の通行経路等については土木部管理課にご相談ください」と促すだけでなく、上記指導要綱第5条の「事前協議」に工事計画も含め、工事車両の種類や通行ルート等（*1）についても事前協議するといった内容を加えてください。

(*1) 建設現場までの工事車両の適切な通行ルート（区民の防災上、生活上の安全面も考慮に入れた上で）が確保できることを事前に確認し、通行できる工事車両の種類もある程度、特定した上で具体的な土地利用計画および建築物の設計をしなければなりません。なぜなら、工事車両の通行ルートが確保できないと、設計後に発覚した場合、設計を全面的にやり直すことになりかねないからです。また、20tダンプでの残土運び出しや資材搬入を想定して工事計画を立てても、実際に調べてみたら10tダンプの通行ルートしか確保できないことが後で発覚したなら、工事計画だけでなく、設計も変更しなければならない事態も想定されます。そのため事業者に於いては、可能なら土地購入の前に現場周辺の道路事情を事前に精査し、工事車両およびその通行ルートを把握しておく必要があるといえます。